












議会事務局			編さん番号					
起案	平成 24 年 2 月 14 日	施行	平成 年 月 日					
決裁	平成 24 年 2 月 14 日	完結	平成 年 月 日					
分類番号	002-007	保存年限	永年					
川 番号 収 発 第 号	【施行区分】 郵便（普通 速達 書留 配達証明 内容証明） 公示 使送 電子メール FAX その他（ ）							
公開・非公開の区分	部分公開	個人情報	無					
非公開(部分公開)とする事由	情報公開条例 第7条 第5号(審議、検討、協議に関する情報)							
時 限 非 公 開	解除予定年月日（ 年 月）							
件名	総務常任委員会 12月定例会会議録							
伺い文	別添のとおり、報告いたします。							
決 裁 欄	議 長	委員長	局 長	議事課長	係 長	主任	起案者 岡 江美	議事係 電話 2266
								
		局次長	課長補佐	主 査	主 事			
								
合 議								公印承認
								文書主任
決 裁 後 供 覧								意見又は処理方針

川口市議会総務常任委員会

- 1 日 時 平成23年12月15日(木) 開会 午前10時03分
閉会 午前11時07分
- 2 場 所 市議会第4委員会室
- 3 審査順序 別紙のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり

総務常任委員会出席者

本日の出席委員 12名

若谷正巳委員長	板橋博美副委員長
前田亜希委員	岩井定一委員
木岡崇委員	谷川恵子委員
今井初枝委員	宇田川好秀委員
芝崎正太委員	野口宏明委員
立石泰広委員	関口京子委員

欠席委員 なし

説明のため出席した理事者

西川 亨 企画財政部長	大津 祥治 総合政策課長
清水 竹敏 財政課長	高田 勝 総務部長
永井 克昌 職員課長	元井 康博 市民生活部長
鈴木 伸宜 自治振興課長	上山 健三 消防長
中村 智行 消防総務課長	榎本 和夫 予防課長
浅倉 秀之 警防課長	丹野 恵司 救急課長

書記

係長 上村 哲也	主任 岡 江美
主任 小梶 利昭	

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

◎開 会

○若谷正巳委員長 おはようございます。

本日は、公私ともにお忙しい中を当委員会に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、開会に先立ち、審査順序につきましてお諮りいたします。

本日の審査順序につきましては、机上に配付してあります案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

午前10時03分開会

○若谷正巳委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

◎特定事件の審査について

○若谷正巳委員長 初めに、お手元に配付いたしております特定事件の審査については、閉会中の継続審査とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時03分休憩

午前10時04分再開

○若谷正巳委員長 再開します。

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

◎議案第221号 平成23年度川口市一般会計補正予算（第3号）

○若谷正巳委員長 それでは、歳出の部、第2款総務費及び歳入の部、第19款繰越金を一括議題といたし、本案に対する説明を求めます。

企画財政部長

〔西川 亨企画財政部長 あいさつする〕

○若谷正巳委員長 総合政策課長

〔大津祥治総合政策課長 歳出の部第2款「総務費」説明する〕

○若谷正巳委員長 財政課長

〔清水竹敏財政課長 歳出の部第19款「繰越金」説明する〕

○若谷正巳委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○ よろしくお願いたします。

まず、歳出の部、第2款第13目の企画費で、来年度に自治基本条例に基づいて実施をする市民投票条例の策定にかかわる予算ということでしたが、この委員報酬で組まれている分というのは大体何回分くらいの会議を予定しているのかというところをお願いします。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 年度内2回分の会議を開催する予定で組んでいます。

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

○若谷正巳委員長 [REDACTED]

○[REDACTED] 失礼しました。今年度内ということですので、これでもよろしいのかと思います。ありがとうございます。

○若谷正巳委員長 ほか、質疑ありますか。

[REDACTED]

○[REDACTED] 企画費で、今年度は2回会議を開催すると説明があったわけですが、全体としては2回では到底済まないと思いますので、関連して、今後のスケジュールをどのように考えているのか、全体としては何回くらいを予想されているのか、全体像をお伺いしたいと思います。

それと、12ページの繰越金の関係なんですが、残額はどれくらいになるのかということと、今後は残額についてはどのように使っていくお考えなのか、その点についてお願いいたします。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 今後のスケジュールにつきましては、市民投票条例の施行期限が平成25年4月1日とされておりまして、その施行期限を目指しております。本条例を御可決いただいた場合につきましては、年度内に先ほど御説明しました2回の委員会を開催し、平成24年度には9回の開催を考えており、平成24年末までにパブリックコメントを経て、平成25年1月に条例案を策定し、3月議会に上程したいと考えております。

以上でございます。

○若谷正巳委員長 財政課長

○清水竹敏財政課長 第19款の繰越金の残額でございますが、この12月補正後の残額が約47億8,000万円でございます。また、2点目の47億8,000万円の使い途でございますが、今後、3月補正予算の財

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

源といたしますほか、土地開発公社の用地の買い戻し、さらに、今後の本市の財政の健全な運営に資するために、各種基金に積み立てたいと考えております。

以上でございます。

○若谷正巳委員長 ほかによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 以上で討論を打ち切り、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 御異議なしと認め、一括採決いたします。

歳出の部、第2款及び、歳入の部、第19款を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○若谷正巳委員長 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時10分再開

○若谷正巳委員長 再開します。

◎議案第221号 平成23年度川口市一般会計補正予算（第

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

3号)

◎議案第229号 公の施設の指定管理者の指定について（川口市芝コミュニティセンター）

○若谷正巳委員長 次に、議案第221号「平成23年度川口市一般会計補正予算（第3号）」第4条第4表債務負担行為補正のうち、当委員会の所管事項及び議案第229号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市芝コミュニティセンター）」を一括議題といたし、両案に対する説明を求めます。

市民生活部長

〔元井康博市民生活部長 あいさつする〕

○若谷正巳委員長 自治振興課長

〔鈴木伸宜自治振興課長 説明する〕

○若谷正巳委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○ [REDACTED] 今回の限度額750万について、前回の契約と比較して金額は変更があるのかどうか、また、算出根拠というか、どういう基準でこの金額を設定されたのかについて、もう少し教えていただければと思います。

○若谷正巳委員長 自治振興課長

○鈴木伸宜自治振興課長 今年度までの5年間につきましては、単年度で160万円の5か年という契約でしたが、今回は150万円の5か年という契約にしております。

その積算の内容でございますが、主に、管理運営費、光熱費、警備、清

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

掃、消防設備点検、消耗品等の経費にかかるものを積算したものでございます。

以上でございます。

○若谷正巳委員長

○ よろしく願いいたします。

この芝コミュニティセンターの利用状況と、利用料を教えてください。

○若谷正巳委員長 自治振興課長

○鈴木伸宜自治振興課長 この施設には、ホール、会議室、日本間がございます。まず、利用状況でございますが、平成22年度ベースといたしまして、全館あわせまして706件の申請がございました。人数は9,000名ほど利用をされているという状況でございます。また、利用料金につきましては、現在利用料金の設定はしてございません。

以上でございます。

○若谷正巳委員長

○ ありがとうございます。

あと、無料ということですが、この近所の方以外に遠くからの利用があるのかどうかも教えてください。

○若谷正巳委員長 自治振興課長

○鈴木伸宜自治振興課長 所在地が芝でございますので、芝地区の方たちが主に利用されておりまして、上青木や前川地区の方も若干利用されていると確認しております。

以上でございます。

○若谷正巳委員長

○ すみません、もう一つお願いします。

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

先ほど説明のあった予算の契約金額が減っていますけれども、いつもたくさんの方が無料だと利用されると思うんですが、減った理由がよくわからないものですから、よろしく願いいたします。

○若谷正巳委員長 自治振興課長

○鈴木伸宜自治振興課長 この指定管理料につきましては、先ほど申し上げましたが、光熱水費だとか消耗品といったものでございまして、夏場、冬場の状況も変動がございますが、ある程度落ちついてきた形で、消耗品等、あるいは光熱水費も精査した中で、年間160万円から150万円で賄えるという状況になったものでございます。

以上でございます。

○若谷正巳委員長 ほか、よろしいですか。

○ [REDACTED] 基本的なことで大変申しわけないんですが、この芝コミュニティ委員会はどんな組織なのか、構成人員等をお聞かせいただきたいと思います。あわせて、この会長さんのお名前を何て読んだらいいのか、これについてもあわせてお願いします。

○若谷正巳委員長 自治振興課長

○鈴木伸宜自治振興課長 芝コミュニティ委員会の構成でございますが、会長につきましては、芝新町の方に会長をお願いしております。そのほか、委員といたしましては、地元の町会長、あるいは婦人部長さん、さらには、法律事務所長さん、あるいは病院長さん、さらにはレク協や、文化団体の方たちで、以上12名が委員となっております。

会長のお名前は「こいどいさぶろう」様とお読みします。

以上でございます。

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

○若谷正巳委員長

○ 性格としては、これはNPOと考えていいんですかね。

○若谷正巳委員長 自治振興課長

○鈴木伸宜自治振興課長 この団体につきましては、NPOではなく、この施設を管理していくための組織構成とされたというものでございます。

以上でございます。

○若谷正巳委員長 ほか、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 以上で討論を打ち切り、一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 御異議なしと認め、一括採決いたします。

両案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○若谷正巳委員長 起立者全員であります。

よって、両案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時21分再開

○若谷正巳委員長 再開します。

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

◎議案第224号 川口市市民投票条例策定委員会条例

○若谷正巳委員長 次に、議案第224号「川口市市民投票条例策定委員会条例」を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

企画財政部長

〔西川 亨企画財政部長 あいさつする〕

○若谷正巳委員長 総合政策課長

〔大津祥治総合政策課長 説明する〕

○若谷正巳委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○ [REDACTED] 先ほど、予算の関係でスケジュール等は聞いておりますので、そこは省かせていただきますが、まず、この策定委員会の委員の決め方について、市民、市内の民間団体から選出された者とありますが、大体の割り振りをまず教えていただきたいのと、それから、ここにある「市民」なんですが、これは自治基本条例でいう川口市に在勤・在住の方も含まれる市民なのか、それとも市に在住している人のみを指すのか、その辺のところをまずお聞きしたい。それから、委員会の開催についてなんですが、市民に対する告知方法はどのようにするのか。

以上、3点教えてください。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 1点目の委員の4つの区分の人数等になりますが、現在のところ市民公募を4人、民間団体選出を3人、知識経験者を5人、学識経験者を3人の15人を考えております。

次に、市民公募の関係の「市民」の定義につきましては、市内に在住・

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

在勤・在学する方を対象としております。

それから、市民公募に関する広報につきましては、来年1月1日の広報紙で周知を図る予定でございます。あわせて、ホームページ等でも周知を図る予定でございます。

以上でございます。

○若谷正巳委員長

○ ちょっとニュアンスがずれたような私の質問だったので申しわけないですが、委員会の開催はどのように市民に告知するのかということで、委員公募についての告知ではなく、委員会の告知をどうするのかというような質問をしたつもりだったので、そこについて再度質問させていただきます。

それから、市民公募にあたっての「市民」の定義に関しましては、在住・在勤ということになっていましたが、できれば市に籍がある人のみに限ったほうがよいと考えております。今、自治基本条例もありましたが、川口に勤めていれば市民として認めて、こういうところにも出てこれるということですが、やはり、基本的には、納税している市民が優先ではないかなと思っております。何しろ、そこに住まいを置いているんですから、そういう人を優先に、やはり、公募でも決めていくべきではないかなというふうな考えで質問させていただきました。余り答えられないでしょうからそれ以上は申し上げませんが、よく配慮して、市民公募も限られた人間だけにならないように決めていただきたいと思います。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 失礼しました。

委員会の開催についての周知ということですが、これは、他の委員会と

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

同様、ホームページ、それから広報紙等で委員会の開催日程について周知いたしまして、傍聴等もできるような形の周知もあわせて図っております。以上でございます。

○若谷正巳委員長

○ 何点か質問をさせていただきます。大変初歩的な質問になるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、3条の「組織」についてでございますが、15人以内となっております。市の条例等を見ますと、50人もあれば7人もいる、非常に上下の激しい定数、また、12人、15人、20人と、こういうような委員会構成のものがあるわけですが、まず、この15人にした根拠です。これをひとつお答え願えればと、このように思ひます。

それと、2点目については、同じく4条の「委員」ですが、男女の構成割合についての基本的な考え方をお聞きしたいんですが、私は、委員の男女割合は、男女共同参画社会構築の精神に基づき、5対5の割合が原則だというふうに思ひます。そういう点からいたしまして、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないように構成すべきと思ひしております。この10分の4は、政府の男女共同参画推進本部の目標値であることは御存知だと思ひます。また、川口市男女共同参画推進条例、今回案として御提案なされていますが、第3条の「基本理念」には「男女が社会の対等な構成員として市の政策または事業等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること」と書かれております。

そのようなことから、過去の市長諮問機関である審議会の委員構成を見ますと、男女の割合はばらばらであることも、はっきりしているわけです。私は、女性が政策等、市政に参加することを積極的に推進すべきであると

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

考えております。したがって、最近5年以内の市の審議会等の委員の総数に対する女性の人数と、その割合についてお答えをいただければ。もし、今数字をつかんでいなかったら、後ほど結構です。

それと、3点目でございますが、4条の(1)の市民の委員について、委嘱された委員の年齢構成に偏りがないように配慮すべきかなと思います。また、16歳から50歳台までを中心として、可能な限り青壮年層を、さらに高齢者も積極的に登用させるべきかなというふうに思うんですが、年齢構成についてまで御検討なされているものかお答えを願えればと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 1点目の委員総数15人以内というところでの、どういう形で決められているのかというところにつきましては、本市の審議会等の設置及び運営等に関する指針の中で、特別な事情を除き、審議会等の委員を15人以内とするとされております。また、自治基本条例の規定によって制定することとなっております3つの条例のうち、市民参加条例、及び協働推進条例の策定委員も委員数を15人としておりますことから、本条例につきましても15人以内というふうに考えております。

それから、2点目の女性の審議会への登用に関しての御質問になりますが、これも審議会等の設置及び運営に関する指針の中で、本市では委員定数の30%を目標に女性委員を選任するという形とされております。それに向けまして、今回の委員の選定につきましても努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、5年間の審議会の委員の女性の関係につきましては、手元に資料がございませんので、後ほど提供させていただきたいと思いますが、

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

よろしいでしょうか。

それから、公募市民に関しましては、青壮年の広い層からという形で御提案をいただいておりますけれども、公募が、来年の1月1日から、広報紙、それからホームページ等で周知を図ってまいります。その中で、広い層から応募をいただいた中で、選考方法として、申込書ですとか、小論文、それから面接等を通じまして、できるだけ幅の広い層から市民の方に御参加いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○若谷正巳委員長

○ 第4条の「委員」の関係ですが、ここでいう知識経験者の委員には、これまで市議会議員が選出されている例というのが非常に多いわけですが、憲法第93条では、地方公共団体の長と議会の議員については住民が直接それを選挙することが定められているということは御承知のとおりだと思います。このような地方自治体は、執行機関の長と議事機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制をとっており、執行機関と議会は、独立対等の関係に立って相互に緊張関係を保ちながら、協力して自治体運営に当たる責任を有していますと、このように明記されています。

そのようなことから、条例案の策定に議員が参加して成案を作成し、その条例が議会に提案された場合、当然議会に提案されるわけですから、議会で審議する以前に、既に条例に賛成の意思を表明しているのであれば、これは議会審議を形骸化し、議会制民主主義を侵すものであるように私は考えておるところであります。仮に、議会の場で反対を表明した場合、非常に不条理なことになるのではないのでしょうかというふうに思うんです。

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

これに委員会で賛成しておきながら、本会議に当然条例として提案されてくるわけですから、そういうような意味合いから、特に、市民投票条例を策定するための委員会は、客観性、中立性を強く求めるものであるから、その委員会の委員として市議会議員が加わることを自体避けるべきというふうに考えております。

私は、自治体の意思決定機関である議会の構成員である市議会議員や市長の補助機関である職員は、法令に定めのある場合、または特別な理由のある場合を除き委員に選任しないという考えを日ごろから持っているところでございます。本市の場合、審議会等の委員会の会長として市議会議員が就任していることは驚かされているようなところでありますが、委員会に知識経験者として市議会議員を選任する予定があるのかないのか、まず、この1点をお答え願えればと思います。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 第4条の「知識経験者」には、市議会議員さんをお願いする予定でございます。

以上でございます。

○若谷正巳委員長 [REDACTED]

○ [REDACTED] 市長の諮問機関に議員が加わることについての市の全体的な考え方についてですが、現在設置されている市の審議会の委員総数に対し、市議会議員は何人いて、その占める割合についてもお答えいただければありがたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 現在の市が抱えております全委員会の中での議員の人数につきましては、現在手元に資料がございませんので、後ほどとい

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

う形で御了解いただければと思います。

以上でございます。

○若谷正巳委員長

○ 続きまして、同じく第4条の第4号の「学識経験者」について伺いたいと思います。

学識経験者の定義を辞書で見ますと、学問上の知識と高い見識を持ち生活経験が豊かであると社会が認める人となっております。そして、本委員会の学識経験者はどのような学問に精通している方を選任する予定なのかをお聞かせ願いたいと思います。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 現在、学識経験者としては、大学教授を考えております。と申しますのは、この条例の立ち上げに先立ち、学識経験者懇談会というのを行っております。その懇談会の中で、学識経験者として3人の大学の教授、准教授の方に御議論いただいているところでございますので、今のところ、その職の方たちといえますか、大学の先生を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○若谷正巳委員長

○ それでは、学識経験者と知識経験者の区分理由、また定義付けを、もしおわかりになったらお答え願いたいと思います。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 学識経験者につきましては、この条例の内容に関します知識を広く、また深くお持ちの方ということで、大学の教授の方、行政学ですとか、憲法、それから経済学、政治学などを深めている方を学

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

識経験者という形で考えており、知識経験者は、今回の条例に関する一般的な知識を広くお持ちの方という形で考えております。

以上でございます。

○若谷正巳委員長

先ほど さんの質問と関連するんですが、 さんのほうでは、要するに、「市民」は納税義務者、在住者ということを仰っており、私もそれには同感なんですが、旧鳩ヶ谷市が入って約58万人の人口の中ですから、今担当のほうに仰ったように、選出については、 の言われたものとのすり合わせは心配ございませんか、在住者ということで。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 今現在、市民公募の要項を作成しておりますが、現在、在住・在勤・在学というような形では考えておりますが、その点につきましても検討したいというふうには思っております。

以上でございます。

○若谷正巳委員長 ほか、よろしいですか。

数件お伺いしたいんですが、先ほどの説明の中で、公募に関しては年齢を幅広くということだったんですが、若い世代ということであれば、何歳ぐらいの方を想定されているのでしょうか。もう少しその点について詳しく教えていただければと思います。

それから、先ほどの学識経験者の説明の中で、大学教授の方を中心に懇談会を行ってきたということでしたけれども、簡単でいいですので、この懇談会の今日までに至る議論の内容についてももう少し教えていただければ

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

ばと思います。

それから、2ページの7条の3項に「議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる」となっているわけですが、他市において、こういう議長が可否を決することに至ったというような事例があるのかどうかについて教えてください。

まずは、そこまでお願いします。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 公募につきまして、今現在考えておりますのは、18歳以上という年齢を設定する形で考えております。

それから、学識経験者の懇談会につきましては、細かい内容になるとちょっと難しいんですが、最近の住民投票条例に関する他市の状況ですとか、委員会設置後の条例策定に関する進め方、それから、委員の定数や全体的なスケジュール等を学識経験の3人の方に考えていただいて、懇談会の中で議論していただいたところでございます。

それから、7条3項に関してですが、庁内におきましても、それから、私どもの情報としましても、最終的に可否同数により議長採決となった事例は、私のほうとしては、今のところ聞き及んではおりません。

以上でございます。

○若谷正巳委員長

○ ありがとうございます。

今までの議論を踏まえても、市民投票条例の策定に当たっては、いろいろ議論も白熱するかと思っているところなんですが、自治基本条例の中で語られているように、この市民投票条例については、施行日が平成25年4月1日であり、ほかの2つの条例より1年先延ばしをされるといった配

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

慮がされているという点では、十分な議論が必要だというふうに認識をするところでは、この可否同数の場合、議長が、最終的に決しなければならぬという場面もあるかと思うんですが、この議論に関しては、ぜひ十分な議論を踏まえるものになるように、これについては要望をしておきます。以上です。

○若谷正巳委員長

○ 先ほどから出ております第4条の件で、またのほうから、市民については、納税者を尊重すべきというお話なんですけれども、私は、やはり、自治基本条例の定義にのっとって、市民は公募していくべきというふうに思います。

市民の定義については、先ほど課長さんのほうから在住・在勤・在学というところまでしか発言されなかったんですけれども、自治基本条例ではその後「公益を目的として市内で活動する者をいう」というところまで述べてあります。市民の方は、この自治基本条例が市の憲法だというような言い方をしておりますので、やはり、きちんと定義にのっとって整合性をとっていくべきではないかというふうに思います。その辺のところ、これは私のほうの意見でございますので、一応お答えできればしていただくということでございます。

あと、今のやりとりの中で、公募の年齢が18歳以上ということでしたけれども、在学ということになりますと、いわゆる市民投票のできる年齢がどのぐらいなのかというのは、当然これから決まるんだというふうに思います。いろいろ幅広く考えて、その結果というものに対しては、市民投票を尊重するという内容であって拘束力はないわけですので、広く市民の方の考えを投票でいただくという面では18歳以上ではなく、もっと年齢

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

を下げてもいいのではないのか、いわゆる投票というものに対する考え方、いろいろな市のことに対する興味を持たせていくという意味では、もっと年齢を下げてもいいのではないのかとも考えたりします。

それはあくまで私の意見でございますので、今後委員会の中で考えていく問題だというふうに思いますけれども、とりあえず、今の4条に関してだけ、もし何かありましたらお話しいただければと思います。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 4条の市民、納税者云々というお話が今ございましたが、公募に関しましては、庁内の審議会等の公募をかけるときは、やはり、市内の在住・在勤・在学する18歳以上というのが一般的な審議会に入っていただく考え方でございます。今回の条例の策定に当たりましても、そういった方を対象にという形で考えております。

あと、年齢を下げてもというお話ですが、いろいろ考え方はあるかと思うんですが、その18歳という年齢が、委員会の中で御議論いただくときに、きちんと参加して御議論いただく年齢としての一つの目安なのかなというふうな形では考えております。

以上でございます。

○若谷正巳委員長

○ 内容がいろいろ言ってしまったのであれなんですけれども、定義については、先ほど在学までしかおっしゃらなかったもので、その後の公益を目的として市内で活動する云々まで入るのかどうかというのを確認したいというのを質問としたんです。

年齢については、公募は18歳でいいというふうに思っております。その先の議論として、今、市は18歳以上というふうに考えますとおっしゃ

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

ったんですが、これからの議論の中で、市民投票をする人が16歳になってもいいのではないのかというのは、これは私の、別に委員でもありませんので、ただこの場での意見でございます。

自治基本条例の2条の1項の定義に関して、それを採用するんだというふうに最初おっしゃったように思いましたので、公益云々のところも入のかということをお願いしたい。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 失礼いたしました。

応募資格の中では、在住・在勤・在学というところまでを今のところ考えておりますので、公益を目的として市内で活動する団体というところは、今現在は応募資格の中からは抜けております。

○若谷正巳委員長 ほかはよろしいですか。

○ [REDACTED] 第5条の「任期」についてなんですけれども、「答申を行う日までとする」というふうには書いてはあるんですが、条文の規則のほうでは「25年4月」となっていますよね。そこでは、議論が尽くせないときにこの附則を変えることはできるのか、もしくは会議を増やすことができるのかということで質問をお願いいたします。

○若谷正巳委員長 総合政策課長

○大津祥治総合政策課長 議論がまとまらず、25年4月に間に合わない場合の附則改正という1点目ですが、例規的、技術的には可能であるというふうには考えますが、委員50人で長い時間をかけて御議論をいただいて、そして策定された自治基本条例の趣旨から考えますと、25年4月という施行日を目指しまして、委員会の中で十分御議論をいただいて答申をして

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

いただきたいと考えております。

それから、2点目の委員会の回数を増やすことにつきましては、できれば、先ほど御説明いたしました今年度の2回、それから24年度の9回の中で十分御議論をいただいて、条例策定案を出していただくということが一番望ましいことではございますが、場合によっては、途中までの進捗状況に応じまして回数を増やすということは可能でございます。しかしその場合は、委員さん15人の日程調整、それから予算等もございますので、その辺の調整も必要になってくるかと考えております。当初の日程の中で条例策定を進めていただけるように努力してまいりたいと存じます。

以上です。

○若谷正巳委員長

先ほどの第4条の「市民」のところなんですけれども、自治基本条例には市内在住・在勤・在学、公益を目的として市内で活動する団体も入っているということなんですけれども、あくまでも意見ですが、私は、先ほどからもありましたとおり、納税者であり、住民票のある在住の方を優先していただきたいと思いますと考えております。市民投票で在勤・在学の方を含めて市民投票ができるというふうにするんだらまだいいんですが、その前段階の決定の段階では、やはり、まず市内在住の方を優先にいただきたいと思います、そういう御配慮をいただきたいと思います。意見です。よろしく申し上げます。

○若谷正巳委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

○ [REDACTED] 先ほどの議論がいろいろあったように、この条例制定にあたっては、条例の内容が重要であり、また、多岐にわたって詳細な議論が必要になってくるということを考えますと、ぜひ民主的運営にあたっていただきますように要望を申し上げ、賛成といたします。

○若谷正巳委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○若谷正巳委員長 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時58分再開

○若谷正巳委員長 再開します。

◎議案第232号 彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

○若谷正巳委員長 次に、議案第232号「彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題といたし、本案に

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

に対する説明を求めます。

総務部長

〔高田 勝総務部長 あいさつする〕

○若谷正巳委員長 職員課長

〔永井克昌職員課長 説明する〕

○若谷正巳委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○若谷正巳委員長 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時01分再開

○若谷正巳委員長 再開します。

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

◎議案第221号 平成23年度川口市一般会計補正予算（第3号）

○若谷正巳委員長 最後に、歳出の部、第9款消防費を議題といたし、本案に対する説明を求めます。

消防長


〔上山健三消防長 あいさつする〕

○若谷正巳委員長 消防総務課長

〔中村智行消防総務課長 説明する〕

○若谷正巳委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○ 消防団員等公務災害補償等基金というのがあって、それぞれ掛金をしているという説明だったんですが、その基金の財政状況というのか、今回補正して災害の補償をしていくということだと思うんですが、その点について教えていただければと思います。今の説明だと、今まで1,900円の掛金に対して、今回の災害に伴って2万4,700円をそれぞれ負担するという説明がありましたが、この金額の算出根拠等ともかわってくると思うので、大まかでいいんですが、もう少し財政状況を説明していただければと思います。

○若谷正巳委員長 消防総務課長

○中村智行消防総務課長 震災により消防団員で亡くなられた方が215名で、大勢の消防団員の方が亡くなられたような状況でございます。この基金でございますけれども、全国市町村1,728団体ある中の約92.48%、1,598団体が加盟している消防の基金でございます。そういう中で、

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

財源が不足し、掛金の増額ということが、応分の負担という形で求められてきたわけでございます。

算出根拠という話がありましたけれども、算出根拠につきましては、基金で持っている準備金が30億ほどあるんですけれども、250名分の損害補償及び亡くなられた方の遺族年金ということで、230億5,300万円という多額のお金がかかります。準備金として持っている30億を差し引きまして、200億5,300万円を全国の消防団員及び水防団員の定員88万1,700人で割った金額に通常の掛金の1,900円を加えた金額が追加掛金ということになっております。

以上でございます。

○若谷正巳委員長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

以上で質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 以上で討論を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若谷正巳委員長 御異議なしと認め、採決いたします。

歳出の部、第9款を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者全員〕

○若谷正巳委員長 起立者全員であります。

よって、本案は可決されました。

◎閉 会

平成23年12月総務常任委員会 12月15日（木）

○若谷正巳委員長 以上で本委員会に付託されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

本日はまことに御苦労さまでした。

午前11時07分閉会